



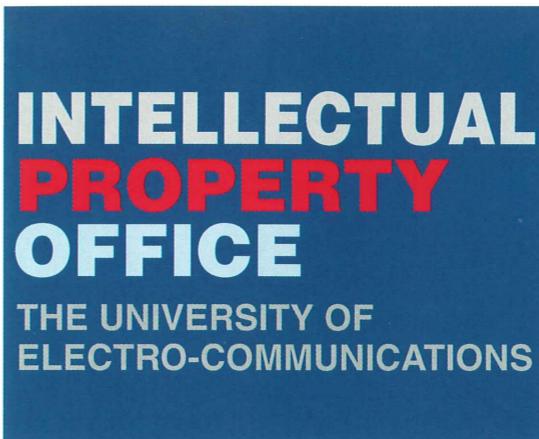
前列左より 三木本部長 堀副本部長 井桁客員教授
後列左より 米山MG 小林 MG 伊東MG 橋本MG 木下 MG

- 本部長 三木 哲也
- 副本部長 堀 建二 (客員教授)
- 知的財産マネージャー 米山 重之 (客員教授)
- 橋本 多香子 (弁理士)
- 伊東 彰子
- 小幡 政行
- 澤井 英久 (弁護士)
- 事務担当 木下 美由樹
- 小林 愛子

- 客員教授 井桁 貞一 (弁理士)
- 伊東 忠彦 (弁理士)
- 工藤 実 (弁理士)
- 辻 信吾 (弁理士)
- 成瀬 重雄 (弁理士)
- 三好 秀和 (弁理士)
- 吉田 豊磨 (弁理士)



特色ある電気通信大学の 知的財産本部をめざして



電車
京王線：新宿駅 → (特急14分・急行19分) → 調布駅(北口) → 徒歩7分
井の頭線：渋谷 → 京王線：明大前 → 調布駅 (北口) → 徒歩7分
井の頭線：吉祥寺

小田急バス
JR吉祥寺駅南口「新川・市役所経由調布行」→ 電気通信大学学生寮前下車(所要時間25分)
JR三鷹駅南口「調布行」→ 電気通信大学学生寮前下車(所要時間20分)



国立大学法人電気通信大学 知的財産本部の紹介と 知的財産のあり方



国立大学法人
電気通信大学 知的財産本部
The University of Electro-Communications Intellectual Property Office
〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 共同研究センター
Tel.0424-43-5838 Fax.0424-43-5839 <http://www.uec.ac.jp>

電気通信大学 知的財産本部のあらまし

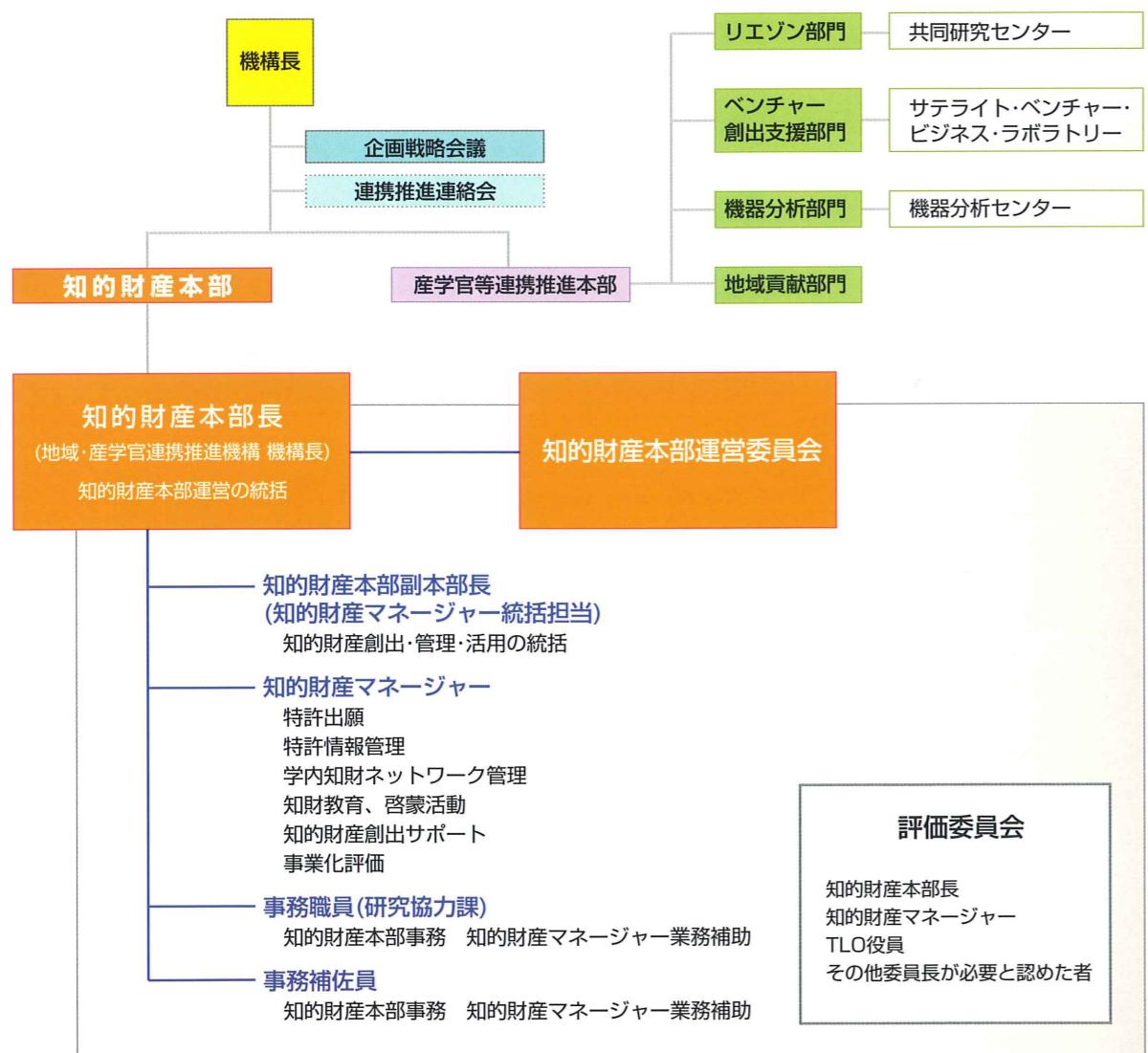
■ 知的財産本部について

本学の知的財産本部は、2003年8月に文部科学省の大学等における知的財産の創出・管理・活用等の戦略的実施体制の整備を目的とした「大学知的財産本部整備事業」に採択され設置されました。

現在、知的財産本部は「地域・産学官連携推進機構」の下部組織として位置付けられています。知的財産本部は、研究成果としての知的財産を迅速かつ効果的に管理・育成・活用していくことを主たる目的とし、本学における知的財産の管理・育成・活用のみならず、専門知識を有する人材を活用しつつ、知的財産ボリシーや研究成果等に関する取扱い、共同研究契約など知的財産に関する専門事項、TLO等との連携を図った知的財産権の技術移転などを取り扱います。

2005年7月には、文部科学省が上記「大学知的財産本部整備事業」の効率的・効果的な実施のため、2カ年経過時点における事業計画の達成度等について中間評価を行い、その結果を公表いたしました。この中間評価で、本学の知的財産本部は34機関の中で最高ランクのA評価を受け、その活発な活動が現在に至っています。

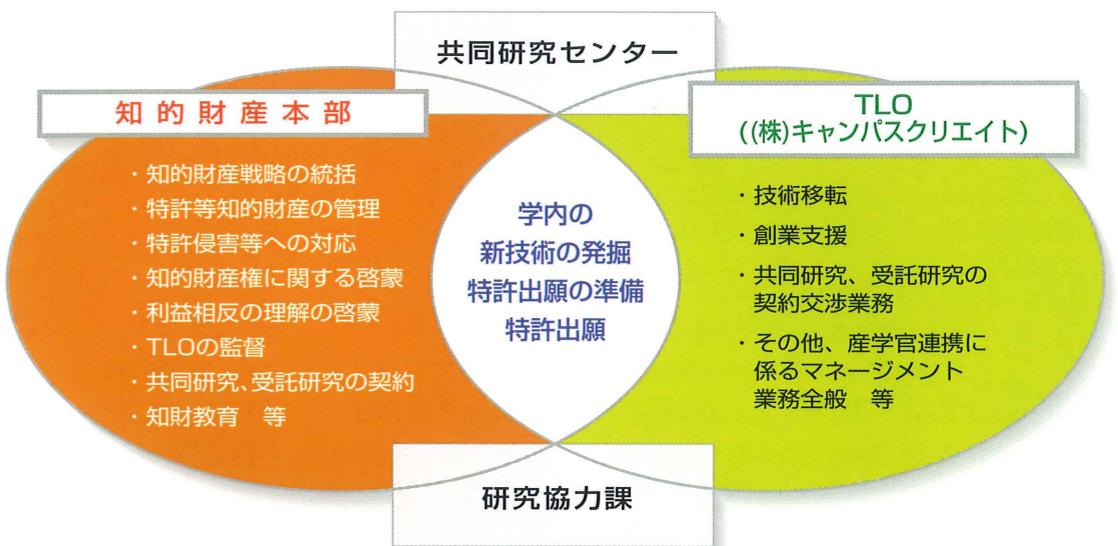
■ 地域・産学官連携推進機構の組織と知的財産本部組織図



役割分担と業務連携

■ 知的財産本部とTLOとの役割分担

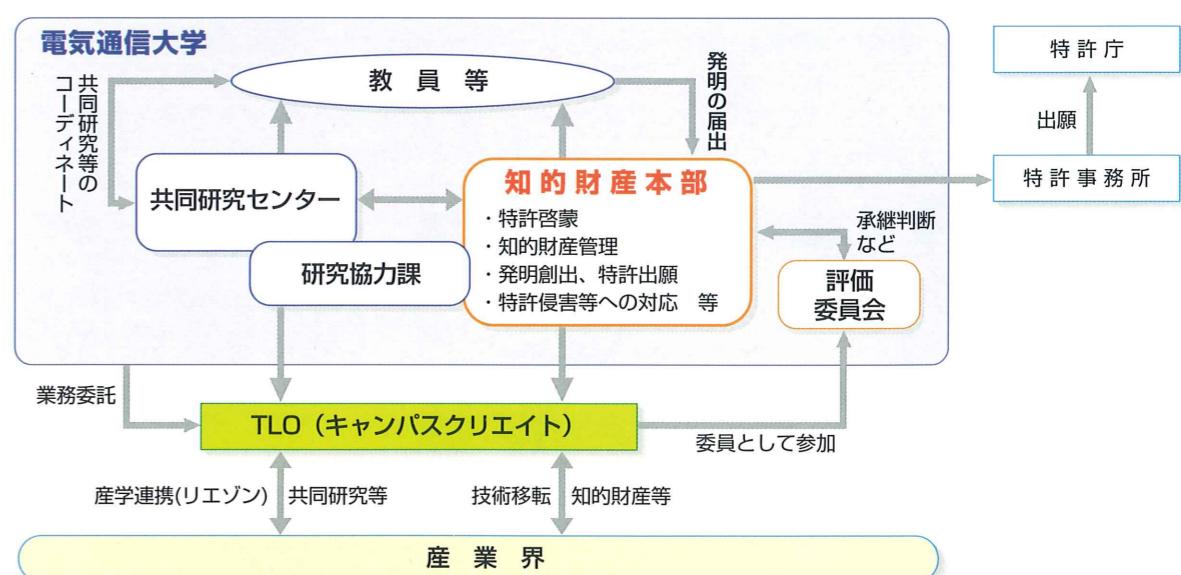
知的財産本部と(株)キャンパスクリエイトは、学内の発明の発掘や特許出願の手続き等を協同して行いますが、これらは共同研究センターや研究協力課の大きなバックアップを得ています。



■ 知的財産本部の扱う業務の連携について

発明が創出されたとき、知的財産本部は発明者、評議委員会、TLO((株)キャンパスクリエイト)等と密接に連携して業務を行っております。特に、出願中の発明に対する技術移転や取得した特許の権利活用のために(株)キャンパスクリエイトと一体的な活動を行っております。

電気通信大学は発明者から特許を受ける権利の譲渡を受けます。その後、知的財産本部の指示のもと特許事務所で特許明細書を作成し、特許庁へ特許出願を行います。



知的財産ポリシー

知的財産戦略…平成16年4月1日から国立大学の法人化にともない、電気通信大学における知的財産の取り扱いが決まりました。

■ 知的財産ポリシー（概略の抜粋）

I 知的財産ポリシーの対象者

- (1) 本学職員(非常勤を含む)
- (2) 本学学生
- (3) 本学非常勤研究員
(ポストドクトラルフェロー)
- (4) 本学研究生
- 雇用関係にある学生等
・職員と同様の扱い
- 雇用契約のない学生等
・発明の届出
・承継契約の締結
- (5) 本学が受入れる民間等共同研究員
- (6) 本学が受入れる受託研究員
- (7) 本学への外来者
- (8) 本学退職者

II 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継等

1. 発明及び実用新案

(1) 発明の帰属に関する考え方

学術研究の発展、知的財産等の有効利用の見地から、今後、本学では、職務発明に係る特許権等のうち本学が承継するものの範囲について見直しを行うとともに、本学で生み出される知的財産等については、原則として、発明者と本学との間の契約により本学帰属とし、知的財産本部で一元管理し、TLO等を通して活用していくものとする。

上記の考え方は本学職員に対して適用されるが、本学と雇用関係にある学生等についても同様のものとして取り扱う。本学と雇用契約のない学生等については、本学が定める発明に関する規則等により本学への発明の届出を受けた上で、この発明に係る特許を受ける権利を本学が承継する場合には、学生等と本学との間に移転契約を締結する。なお、移転契約等に関する事項については、別に定める。

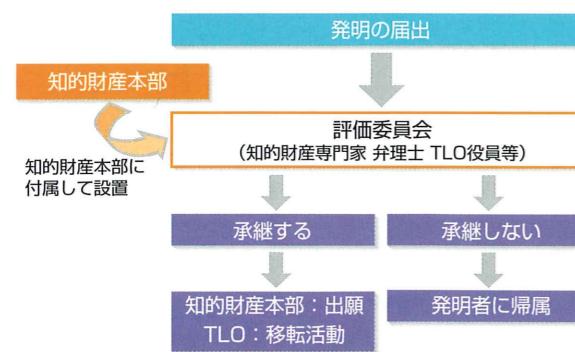
(2) 発明の届出

知的財産ポリシーの対象者は、職務発明と考えうる発明が生じた時には、論文や学会等での発表前に、その関係する発明を知的財産本部に届け出るものとする。(特許法30条では新規性喪失の例外が規定されているが、本制度はあくまで本人によって出願前に発表された論文等が、公知例として拒絶の理由とされないという効果を持つにすぎないものであり、そのため本人の出願前に他人の出願があった場合には特許の取得ができない点や、欧州特許庁をはじめとした国・機関への特許出願においては、本人の論文発表により新規性を喪失していると扱われる点に留意する必要がある。)

(3) 評価委員会による発明等の評価・判定

本学に、本学に關係する発明等の知的財産を評価・判定する評価委員会を設置する。評価委員会は知的財産本部に付属して置かれ、知的財産本部により委嘱された知的財産専門家、弁理士、TLO役員等から構成される。

■ 発明の評価と承継手続のあらまし



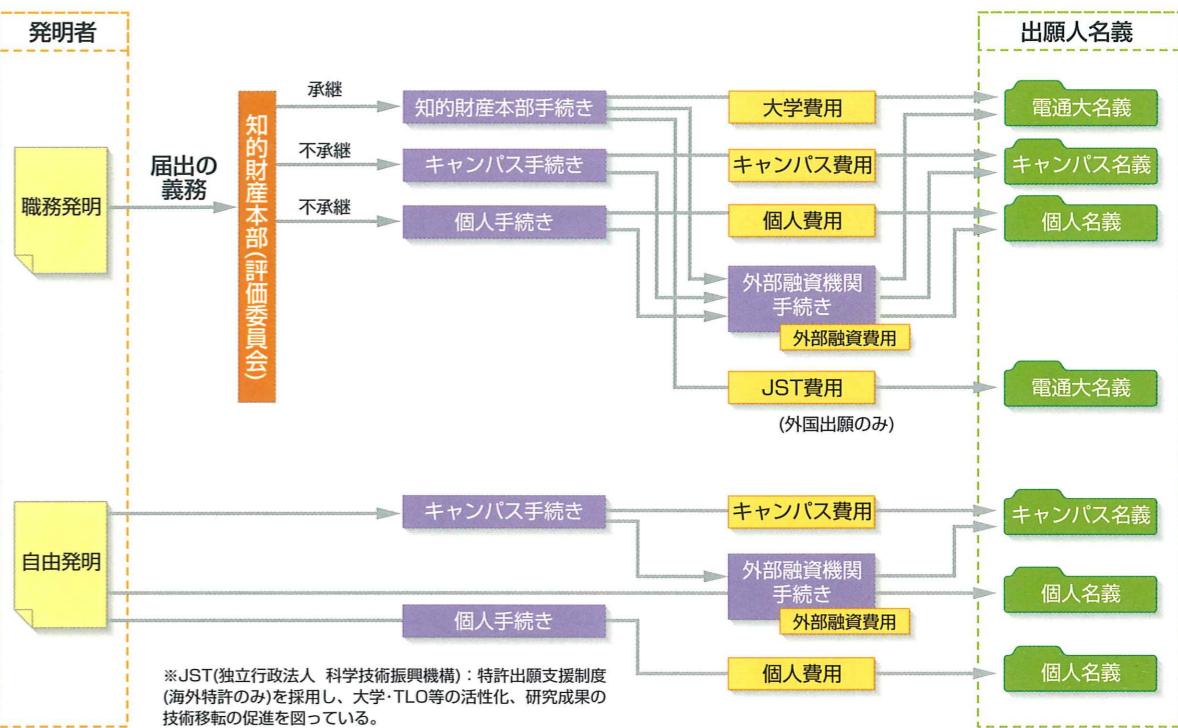
(4) 発明の評価と承継手続

評価委員会による評価結果によって、本学が承継すべきであると判定を受けた発明について知的財産本部が特許出願を行い、知的財産本部から業務委託を受けたTLOが直ちに技術移転先の開拓等を開始する。

本学が承継できないと判定を受けた発明については、当該発明者に帰属する。外部資金等による研究から発生した発明等に関する事項については、別に定める。

知的財産に係る手続・費用負担・権利帰属

大学で生まれた発明の帰属と特許出願にあたっての手続管理と費用負担等について示します。知的財産本部に届けられた発明は、評価委員会の評価基準に従って出願のルート等が選ばれます。



■ 大学が承継した発明の出願と当該実施許諾に関する考え方

特許出願にあたり、評価委員会は本学が関係することとなる発明を以下の3種類に区分します。

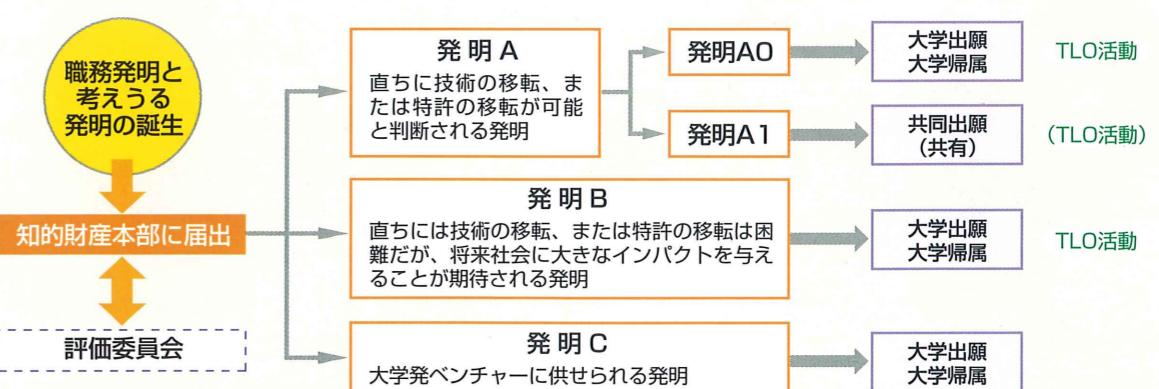
発明A—直ちに技術の移転、または特許(特許を受ける権利)の移転が可能と判断される発明であり、以下の2つに分類されます。

発明AO：発明Aの内、特許が大学の単独出願となるもので、TLOが独自の判断で移転することができる発明。

発明A1：発明Aの内、特許が大学と企業等との共同出願となるもので、移転等にあたり共願先の同意等を必要とする発明。

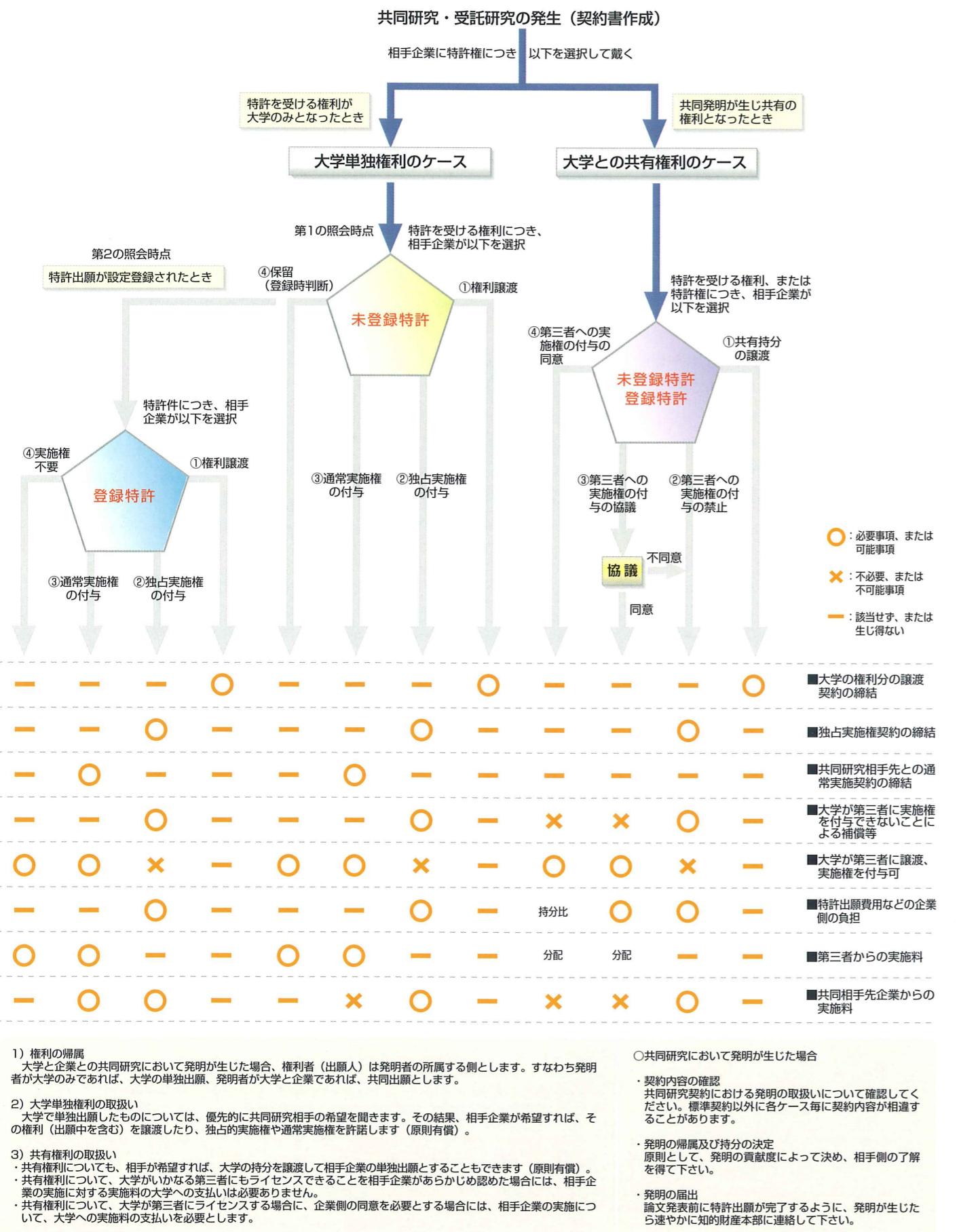
発明B—直ちには技術の移転、または特許(特許を受ける権利)の移転は困難であるが、将来社会に大きなインパクトを与えることが期待される発明。

発明C—大学発ベンチャーに供せられる発明。



共同研究契約・受託研究契約のあり方 (契約書の基本的コンセプト)

電気通信大学では、企業などと大学との共同研究契約・受託研究契約のあり方について早くから研究をしてきました。「共同研究契約書」や「受託研究契約書」の内容にあっては、それらの契約ごとに、それぞれ状況、条件が異なっており、すべてを同一内容の契約条件とすることは困難ですが、特別の事情のない場合の標準契約書を定めてあります。以下にその標準的な共同研究契約における特許の取扱いを図示いたしますが、これはあくまでも原則的なものです。



論文発表・展示会公開と特許出願の手引き

■ 論文発表後の出願に係る注意点 (30条規定の手法)



■ 論文発表等を間近に控えた特許出願の手続き

以下から適切な手法を選んで出願します。

- A) 通常の出願 —— このルートで特許出願することが大原則です。
- B) 30条規定の適用出願 —— この規定の適用を受けてもUS、カナダ以外の国では特許を取得できなくなります。
- C) USの仮出願利用の出願 —— 日本、アメリカ、カナダやそれ以外の国にも特許出願する可能性が高いときに利用します。
- D) 発表会で守秘義務を得る —— 卒論等の発表会席上で、出席者に守秘義務を負って貰うことで公知性を会費することも一手段です。

